KISTEC

令和９年度事業化促進研究 公募要領

１．概要

（１）目的

今後成長が期待される産業分野において、（地独）神奈川県立産業技術総合研究所（以下「KISTEC」という。）が有する技術・ノウハウを活用することにより、中小企業による事業化を促進し、イノベーションを創出して地域産業の振興と競争力強化を図ります。

（２）対象分野

ロボット、IoT・AI、エネルギー・脱炭素・カーボンニュートラル、先端素材、エレクトロニクス、ライフサイエンス（未病、先端医療）、輸送用機械器具

（３）スキーム

申請した研究が採択された場合は、申請者（採択機関）と KISTEC で共同研究のための研究契約を締結します。国等の競争的資金への応募や製品化を視野に入れて策定した事業化計画に基づいて、申請者（採択機関）と KISTEC が互いにリソースを提供しながら、最長３年間の共同研究を実施します。

※研究期間内に研究の進捗について評価を行い、研究計画及び研究継続の適否について審査のうえ、研究計画見直しの可能性があります。

（４）採択件数

２件程度

（５）公募期間　※要検討

①仮申請：令和８年１１月２５日（水）～令和９年度３月５日（金）

※研究コンセプト案を提出してください。担当コーディネーターと事業計画のブラッシュアップおよび KISTEC 研究担当者とのマッチングを行い、申請書作成をサポートします。

②本申請：令和９年４月１２日（月）～４月１６日（金）

（６）その他

本公募は令和９年度の事業について計画段階で行うものであり、状況によって事業内容や事業予算を変更する場合があります。

２．応募要件

（１）研究内容に関する要件（ア～ウの全てを満たす必要があります）

ア　現在、事業化を目指して開発に取り組んでいる課題で、開発費用を確保していること。
（KISTEC は、事業化に向けた取り組みを一部支援するものであるため）

イ　KISTEC 研究担当者が申請者と分担・協力して行える研究であること。
※KISTEC 研究担当者による直近の技術支援実績が加点要素となります。

ウ　申請する研究の属する技術分野が、上記「１．概要、（２）対象分野」のいずれかに該当すること。

（２）申請に関する要件（ア～エの全てを満たす必要があります）

ア　申請者が、県内に主たる事業所を有する中小企業※（以下「県内中小企業」という。）であること。

※ここでの中小企業とは、業種分類ごとに次に該当する法人をいう。

製造業その他	資本金の額又は出資の総額が３億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が 300 人以下の会社
卸売業	資本金の額又は出資の総額が１億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が 100 人以下の会社
小売業	資本金の額又は出資の総額が 5 千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が 50 人以下の会社
サービス業	資本金の額又は出資の総額が 5 千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が 100 人以下の会社

イ　申請者が、地方独立行政法人神奈川県立産業技術総合研究所契約事務取扱規定第２条の規定に該当しない者であること。

※抜粋

（競争入札の参加者の資格）

第２条　経理責任者は、会計規程第２８条に規定する競争入札に付するときは、特別の理由がある場合を除くほか、当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者並びに暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第 32 条第１項各号に掲げる者を参加させることができない。

２　競争入札に参加できる者は、神奈川県の建設工事、測量・建設コンサルタント等及び委託役務並びに物品調達に関する入札参加資格登録を得ている者とする。

３　神奈川県指名停止等措置要領に基づく入札参加停止の措置がなされている者を、当該入札参加停止の期間、競争入札に参加させることができない。

４　次の各号のいずれかに該当すると認められる者を、その事実があった後２年以内の期間を定めて競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、また同様とする。

(1)　契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

(2)　公正な競争入札の執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

(3)　落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

(4)　監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

(5)　正当な理由なく契約を履行しなかった者

(6)　この項（この号を除く。）の規定により競争入札に参加できないこととされている者を、契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者

ウ　申請にあたっては、共同研究等における KISTEC の知財の取扱について承諾していること。

※KISTEC の知財の取扱についてはホームページでご確認ください。

ＨＰ：https://www.kistec.jp/aboutus/cooperation/

エ　申請者は、KISTEC と協議して事業化促進研究契約書により、KISTEC と研究契約を締結すること。

３．支援内容

（１）申請課題が採択された場合は、KISTEC と申請者（採択機関）で共同研究を実施し、研究費の一部を KISTEC が負担いたします。負担額は最長 3 年間で総額 1,500 万円（500 万円／年）*1 を上限とし、県内中小企業と、KISTEC 研究者による共同研究に必要な研究費を負担金として支払います。

※申請様式１に令和９年度に KISTEC が負担する研究費についての要望及び申請者自己負担額を記載していただきますが、実際の研究費については採択後に研究計画と合わせて、KISTEC 担当者およびコーディネーターと打ち合わせた上で各当事者の配分額を決定します。

※研究費の詳細については、「６．研究費」を参照してください。

*1 研究費には、KISTEC 研究担当者の研究経費が含まれます。また、審査により研究費が減額される可能性があります。

４．審査

（１）**審査方法**：仮申請を経て本申請公募期間内に提出された全ての申請書類（「８.応募手続」を参照）の内容及び申請者によるプレゼンテーションに基づく審査会を行い、採択する研究課題を決定します。

（２）**審査の視点**：＜別紙１＞を参照

※審査の項目により配点は異なります。

（３）**採択結果通知までの流れ**：

【申請】

・仮申請受付期間　　令和８年１１月２５日（水）～令和９年度３月５日（金）

・本申請受付期間　　令和９年４月１２日（月）～４月１６日（金）

【審査】

・審査会　　５月中旬～下旬（予定）

・審査結果の通知　　６月上旬～中旬（予定）

（４）**採択課題の公表**：研究課題の採択時に、申請者（採択機関）の名称、研究課題の名称を公表します。（非公表とすることはできません。）

５．研究契約

（１）研究が採択された場合は、KISTEC 研究担当者およびコーディネーターと打合せのうえ、必要に応じて研究計画と研究費（KISTEC が支払う負担金を含む）を修正していただきます。

（２）上記（1）に基づき、採択機関は KISTEC と、事業化促進研究に係る研究契約を締結していただきます。

（３）次のいずれかに該当する場合は、研究契約の全部もしくは一部を解除します。

ア　締結した研究契約に基づく KISTEC の理事長の指示に違反した場合。

イ　許可、免許、登録、又は各種の資格が必要な研究については、その許可等が取消し、又は抹消されたとき。

ウ　採択機関が正当な事由なく締結した研究契約の解約を申し出たとき。

エ　締結した研究契約の履行に関し、採択機関に不正の行為があったとき。

オ　前各号に定めるもののほか、採択機関が、締結した研究契約に違反したとき。

（４）採択機関は、業務に支障が生じるため又は天災等のやむを得ない事由により、研究の継続が困難になったときは、KISTEC と協議して契約を解約することができます。

６．研究費

（１）KISTEC が負担する研究費の額については、審査の結果及び KISTEC の研究担当者との打合せ結果に基づいて、KISTEC の理事長が決定します。なお、KISTEC が負担する研究費の上限は、500 万円／年とします。

（２）上記上限額は、KISTEC 研究担当者の研究費を含みます。また、研究計画に基づき、配分額を決定しますが、申請された総額から減額する場合もあります。

（３）KISTEC が支払う負担金の対象となる費目は<別紙２>のとおりとします。

（４）研究費の使用状況については、必要に応じて現地調査を実施いたします。目的外使用と判断した場合は、研究費の全額返還していただきます。

７．成果の報告、公表、取り扱い

（１）研究期間中、KISTEC の求めに応じて、採択機関に研究の進捗状況について報告を行っていただきます。また、研究期間内の最終年度を除く年度ごとに中間報告書を提出していただくとともに、研究最終年度には完了届に結果報告書を添付し、KISTEC の理事長に提出していただきます。

（２）研究の成果について、KISTEC が実施する報告会等での発表や、KISTEC が作成する成果報告集等への掲載を求める場合があります。この際、KISTEC の研究費を使用して実施した研究の成果については、原則、公開させていただきます。ただし、研究参加機関から業務上の支障があると申し入れがあったときは、協議の上、一定期間その一部を非公開とすることも可能です。

（３）研究の実施に伴い発明等をなした場合には、その発明等に係る知的財産権の持分及び登録出願等について、KISTEC と採択機関が協議して決定するものとします。

８．応募手続

（１）申請手続き窓口担当者の決定

本事業応募にあたっては、KISTEC との手続き窓口となる方を指定し、契約締結および研究実施の責任者を担っていただきます。

※複数機関で申請する場合

複数の研究機関で申請する場合は、代表法人を定めて、KISTEC との手続きの取りまとめ窓口及び、研究実施の責任者を指定してください。

（２）提出書類

※申請には次表に掲げるア～カを各１部ずつご提出ください。

【仮申請】

ア　事業化促進研究申請書（申請様式１）

イ　研究推進体制等説明書（申請様式２）

ウ　直近３年分の決算書（写し）＊ア、イと同時である必要は無く、後日提出可

※ 貸借対照表、損益計算書、 株主資本等変動計算書（および製造業においては製造原価報告書）

※ 設立３年未満の場合は設立から直近年度までの決算書（写し）とし、設立１年未満の場合は直近月の合計残高試算表とする。

【本申請】

エ　研究内容説明書（申請様式３）

オ　参加意思表明書（申請様式４）＊要押印、PDF にて提出可

カ　申請日から３か月以内に発行された法人登記事項証明書（写し）

※　オ、カについては、複数機関で申請する場合は、大学を除く全ての参加機関から提出

キ　会社概要を示す資料（パンフレット等）※HP がある場合は、不要

※様式は下記 URL の「応募手続き」タブからダウンロードすることができます。

ＨＰ：

https://www.kistec.jp/connect/business/productization/coop_study/koubo_r9/

（３）**提出方法**：郵送、持参又は電子メールによる送付とします。

※電子メールで送付された際はあわせて電話にて連絡してください。

※郵送の場合は公募期間内に必着、持参の場合は公募期間内の平日（土曜、日曜及び祝日を除いた日）の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとします。

（４）**問合せ先・申請書類の提出先**

地方独立行政法人神奈川県立産業技術総合研究所
事業化支援部　橋渡し支援課
住所：〒243-0435　海老名市下今泉 705-1
電話：046-236-1500（代表）
e-mail：sm-j.s.ken9(at)kistec.jp
↑(at)を@に変更してください。

＜別 紙１＞

審査の視点

項目	審査の視点
① 企業の開発テーマに関する技術課題の適正と社会への貢献度	研究に参加する企業の開発テーマが、本公募で対象とする分野（「１．概要」（２）項参照のこと。）における具体的な技術課題に即しており、事業化された場合に社会に与えるインパクトは大きいか。または、社会的インパクトは小さくとも、強いニーズがあり、一定の需要が見込めるなど、社会への貢献度が高いと予想されるか。
② 特許・技術・ノウハウ等の優位性	既存の技術と比較して優位性がある特許・技術・ノウハウ等を保有しているか、あるいは新たな知財創出の見込みがあるか。
③ 研究シーズとの橋渡しによる効果	課題解決に必要な研究シーズが明らかであり、その実現可能性が見込めるか、見込める場合はシーズ機関の役割が明確か。
④ 事業化計画の妥当性	国等の競争的資金を獲得する等、事業化に向けた具体的な計画が策定されており、現実的な共同研究体制・内容・スケジュールとなっているか。
⑤ KISTECとの共同研究の妥当性	研究の実施にあたり、KISTEC が有する技術・ノウハウを有効に活用できるか。これまでに KISTEC への試験・計測や受託研究、共同研究など、技術支援実績があるか。
⑥ 研究参加機関の財務状況	④で示した事業化計画を実施できると見込める財務状況であるか。

＜別 紙２＞

主な対象経費の一覧

開発関係経費
① 消耗品費（取得価格50万円未満（税込）もしくは耐用年数１年未満のもの。） ② 機械装置費（取得価格 50 万円以上（税込）かつ耐用年数１年以上） ③ 外注加工費　等 ※加工費 50 万円以上で耐用年数１年以上の物品は、資産性のある物品として KISTEC 所有の固定資産になります。 ※固定資産（取得価格 50 万円以上（税込））の購入が必要な場合は、事前に相談してください。貸与契約締結予定、償却期間終了後、有償譲渡も可能。
調査・宣伝関係経費
① 特許及び実用新案等の調査・出願・取得に要する費用（弁理士等への謝金を含む。） ② ニーズ・市場・マーケットの調査に要する費用 ③ アドバイザーに支払う謝金 ④ 広告宣伝費（展示会・見本市等への出展費用を含む。）　等
その他経費
① 旅費・交通費・学会参加費（本共同研究の推進を目的にするもので、出張報告書等により出張・旅行・学会参加の目的が確認できるものに限る。食事代は含めない。） ② 人件費（負担金総額の 40%を上限とする。） ③ 間接経費(負担金総額の 10%を上限とする。）

※施設賃貸料や総務事務にかかる費用は対象となりません。
※KISTEC との研究契約の締結に要する費用は対象となりません。